

感染拡大予防にかかる業種別
暫定ガイドライン（ライブハウス）

令和2年5月

大阪府

目 次

1. はじめに	P.1
2. 各業種に共通する基本的事項	
2-1 人と人との距離：3密(密閉、密集、密接)の回避	P.1
2-2 症状のある方の入場制限	P.1
2-3 消毒等	P.2
2-4 トイレ(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)	P.2
2-5 休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)	P.2
2-6 ごみの廃棄	P.2
2-7 清掃・消毒	P.2
2-8 その他	P.2
3. 業態による感染拡大を予防するための措置(ライブハウス)	P.3
3-1 施設管理者が講ずる具体的な対策	P.3
3-2 公演主催者に協力を求める具体的な対策	P.5

(全施設共通事項)

1. はじめに

事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する必要がある。

本ガイドラインは、業界関係団体が専門家の知見を踏まえ、作成される感染拡大予防ガイドライン(国HPに掲載)が策定されるまでの間、事業者自らが感染防止対策を行えるよう作成したものである。事業者は本ガイドラインを参考にし、感染拡大予防に取り組むこと。

- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定すること。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど)には特に注意すること。
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価すること。
- 参考：新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間
 - エアロゾル(空气中に漂う微粒子) 中では3時間以上
 - 銅の表面では4時間まで
 - 厚紙(段ボール)の表面では24時間後まで
 - ステンレススチール表面では48時間後まで
 - プラスチック表面では72時間後まで感染力を維持

2. 各業種に共通する基本的事項

2-1 人と人との距離等：3密(密閉、密集、密接)の回避

- ・人と人との接触を避け、対人距離(できるだけ2mを目安に(最低1m))を確保すること。また、対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施すること。
- ・感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応)をすること。
- ・従業員及び入場者に対する咳エチケット・マスクの着用を徹底すること。
- ・施設の換気を徹底すること。(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
- ・キャッシュレスの推進。
- ・万が一感染が発生した場合に備え、店に府が導入する「大阪コロナ追跡システム」のQRコードを掲示するとともに、顧客に対し、QRコードへの入力要請を行うこと。
「大阪コロナ追跡システム」を導入しない場合は、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理すること。

2-2 症状のある方の入場制限

- ・入場時の体温チェックを実施すること。
- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼びかけること。
また、状況によっては、発熱者を体温計やサーモグラフィーなどで特定し入場を制限すること。

とも考えられる。

2-3 消毒等

- 入口及び施設内の手指の消毒設備（石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど）を設置すること。
- 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒すること。
- 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図ること。
- 人と人が対面する場所は、透明なアクリル板やビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にすること。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。

2-4 トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- 便器内は通常の清掃で良い。
- 不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど）は、清拭消毒を行うこと。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止すること。
- ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぼり等を準備すること。

2-5 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにすること。
- 休憩スペースは、常時換気に努めること。
- 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒すること。
- 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをすること。

2-6 ごみの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛ること。
- ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗うこと。

2-7 清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

2-8 その他

- 高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討すること。
- 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておくこと。

3. 業態による感染拡大を予防するための措置(ライブハウス)

3-1 施設管理者が講ずる具体的な対策

(1) 施設内の各所における対応策

施設管理者は、当該施設の管理について以下の措置を講ずるとともに、公演主催者への要請や来場者への周知を図ること。

① 施設内

- 施設内は原則着席とする。着席が難しい場合は、客同士の距離(できるだけ2mを目安に(最低1m))を確保すること。
- 店内に、咳エチケット、飲食時以外はマスクの着用、手洗い・手指の消毒の徹底を掲示すること。
- 飛沫感染防止のため、ステージと客席の間は2m以上確保すること。又は透明なアクリル板や透明ビニールカーテン等で遮蔽すること。
- 座席の最前列席は舞台上から十分な距離を取り、十分な座席の間隔の確保(前後左右を空けた席配置、距離を置くことと同等の効果の有する措置等)に努めること。
- 少なくとも施設の開館の際には施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うこと。
消毒液は、当該場所に最適なものを用いるようにする必要がある(以下、消毒に関する記載において同じ)
- 施設内(客席)は適切な換気設備の設置及び換気設備の点検を行い、徹底した換気を行うこと。
- 公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の十分な換気を行うこと。また、公演主催者と調整の上、公演中も定期的に十分な換気を行うこと。
- 施設の入口に、手指消毒用の消毒液を極力設置するようにすること。不足が生じないよう定期的な点検を行う必要がある。必要であれば、入口数の制限も検討すること。

(飲食を伴う場合)

- テーブル間は、飛沫感染予防のために透明なパーティションで区切るか、できるだけ2m(最低1m)以上の間隔を空けて、横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように席を1つ開けて空間を確保すること。
- 横並びで座れない場合は、真正面の配置を避けるか、またはテーブル上に区切りの透明なパーティション(アクリル板等)を設けるなど工夫すること。
- グループ間の安全を確保するために、他のグループとはできるだけ2m(最低1m)以上の間隔を空けること。
- テーブルサービスで注文を受けるときは、客の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つこと。
- 客が入れ替わる都度、テーブル・カウンターを消毒すること。
- カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔を保つこと。
- カウンターで注文を受けるときは客の正面に立たないように注意すること。
- カウンターでは、客と従業員の会話の程度に応じ、従業員のマスク着用のほか、仕切りの設置など工夫すること。
- 大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなど工夫すること。
- 客同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう、掲示等により注意喚起すること。

② 会場入口

- 会場の入口に手指消毒用の消毒液を設置すること。

- ・会場入口の行列は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫すること。

③ チケット窓口

次の通りチケット窓口で対応を行うものとし、公演主催者やチケット取扱事業者に対しても同様の取り組みを要請すること。

- ・対面で販売を行う場合、透明アクリル板やビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めること。
- ・チケット窓口の行列では、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫すること。
- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨。
- ・入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用すること。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等もぎりの簡略化の導入も検討すること。

④ 楽屋、控室

- ・常時換気に努めること。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行うこと。

⑤ 清掃・ゴミの廃棄

施設管理者は施設内の清掃事業者等に対して、次の通り感染予防措置を要請すること。

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底すること。
- ・作業を終えた後は、手洗いを行うこと。

(2) 従事者に関する感染防止策

- ・施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫すること。
- ・マスク着用や手指消毒を徹底すること。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
- ・出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行うこと。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とすること。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・施設管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握すること。
- ・従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。

(3) 周知・広報

感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報すること。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・下記の症状に該当する場合、来場を控える。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

(4) 保健所との関係

- ・施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えておくこと。

3-2公演主催者に協力を求める具体的な対策

公演主催者が講ずるべき具体的な対策は、公演時の地域における新型コロナウイルスの感染状況等により、その感染防止対策の必要性や水準が決定されることに鑑み、以下は参考のための例示として掲げるもの。

公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、施設管理者は公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分協議を行うこと。

※施設管理者が公演を主催する場合には、施設管理者が講ずること。

<公演前の対策>

(1) 入場制限

- ・公演主催者は、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況が発生させない工夫の導入を検討すること。例えば、以下のような手段が考えられる。
 - 開場・休憩時間の延長
 - 入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
 - 入場待機列の設置
 - 日時や座席の指定予約による人数調整
 - 大人数での来館の制限 等
- ・特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討すること。

(2) 来場者との関係

- ・チケットシステム等により事前に把握している範囲で、公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めること。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知しておくこと。
- ・来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知する。

(3) 公演関係者との関係

- ・氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成すること。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知しておくこと。
- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図っておくこと。

<公演当日の対策>

(1) 周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知する。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・下記の症状に該当する場合、来場を控える。
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

(2) 来場者の入場時の対応

- ・以下の場合には、入場しないよう要請すること。

- ① 発熱がある場合
- ② 咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ③ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合等
- ・事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行うこと。
- ・入待ちは控えるよう呼び掛けること。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにすること。
- ・プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けること。

(3) 公演会場内の感染防止策

- ・接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めること。
- ・座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めること。
- ・飛沫感染防止のため、ステージと客席の間は2m以上確保すること。又は透明なアクリル板や透明ビニールカーテン等で遮蔽すること。
- ・座席の最前列席は舞台上から十分な距離を取り、十分な座席の間隔の確保（前後左右を空けた席配置、距離を置くことと同等の効果を有する措置等）に努めること。
- ・公演中の来場者同士の接触は控えるよう周知すること。
- ・来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにすること。
- ・場内における会話は控えるよう周知すること。
- ・事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めること。

(4) 公演関係者の感染防止策

- ・公演の運営に必要な最小限度の人数とすること。
- ・各自検温を行うこととし、発熱がある場合には自宅待機とする。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促すこと。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握すること。
- ・表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにする。また、公演前後の手指消毒を徹底すること。
- ・楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用すること。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにすること。
- ・仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めること。
- ・その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにすること。
- ・公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。

(5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行うこと。
- ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底すること。
- ・速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けること。

(6) 物販

- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨。
- パンフレット等の物販を行う場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を開けて整列するようにすること。
- 物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底すること。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
- 対面で販売を行う場合、透明なアクリル板やビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽すること。
- 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

(7) 来場者の退場時の対応

- 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行うこと。
- 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けること。

<公演後の対策>

- 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。